

17 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【280（100）百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、農作物等への災害予防のために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や新燃岳などの活動火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域を対象として、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備に対する助成、その他関連して行う基盤整備等に対する助成を行うことにより、災害に強い農村づくりを推進します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村又は農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 （03-3502-6430）]

○ 「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、農業経営に著しい影響を及ぼしています。
- このため、**火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域**に対して、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす、農作物等への**被害を防除、最小化するために必要な施設整備等**を実施し、**災害への対応体制を強化**します。

事業内容

- ① 降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施。

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施。

事業の対象

- 活動火山特別措置法に基づき、**都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域**内の、**農業者が組織する団体等**

補助率等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、**事業費の1／2以内**を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体